平成２４年（フ）第４２号
岩手県奥州市水沢区姉体町字上島156番地１
債務者　佐々木トシ子
１　決定年月日時　平成24年11月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第４８号
岩手県奥州市江刺区栄町６番38号　マンションえさし202号室
債務者　今野　良子
１　決定年月日時　平成24年11月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第１５０７号
さいたま市桜区大字下大久保1201番地５
債務者　寺田　　明
１　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５３０号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地３―18―105
債務者　植竹　純一
１　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５３９号
埼玉県志木市中宗岡５丁目18番19号　エフ・ケイ・カースル志木101号
債務者　藤岡　礼児
１　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５７４号
さいたま市北区本郷町449番地１　ウエルス本郷ハウス304
債務者　日高由美子（旧姓方丈）
１　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５７５号
さいたま市浦和区瀬ヶ崎１丁目29番１号　ダイアパレス北浦和Ⅱ401号室、旧住所さいたま市浦和区領家２丁目13番３号
債務者　今野　惠子
１　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５８６号
さいたま市見沼区東宮下２丁目130番地
シャンティア102号室
債務者　廣井弘太郎
１　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６０１号
埼玉県新座市栗原３丁目３番37号　ビーエムハイツひばりヶ丘203号室
債務者　円館　　勝
１　決定年月日時　平成24年11月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６０２号
埼玉県川口市芝新町７番11―301号　ＭＡＹ25ビル、旧住所埼玉県川口市中青木２丁目８番13―305号　日建プリムローズ川口
債務者　郷司　伸春
１　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６１８号
埼玉県草加市谷塚上町484番地23　サンビレッジＥ―105号
債務者　成毛　由美
１　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第７１０号
埼玉県入間郡毛呂山町目白台１丁目30番地２
債務者　高橋富士江
１　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７１５号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保4029番地34　エクセル鶴瀬102号
債務者　二本柳　晃
１　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７２０号
埼玉県入間郡毛呂山町大字毛呂本郷159番地１　コーポ・クニ２号棟205号
債務者　上山　　学
１　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７２７号
埼玉県ふじみ野市新田１丁目７番22号　シティハイム102
債務者　上野　秀之
１　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７２８号
埼玉県ふじみ野市松山２丁目３番地13　キャロットハウス201、前住所埼玉県ふじみ野市西１丁目３番９号　グローバルハイツ201
債務者　宮島　政美
１　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７３５号
埼玉県ふじみ野市大井中央１丁目４番８号、前住所埼玉県ふじみ野市西１丁目11番４号
債務者　清家幸太郎
１　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部